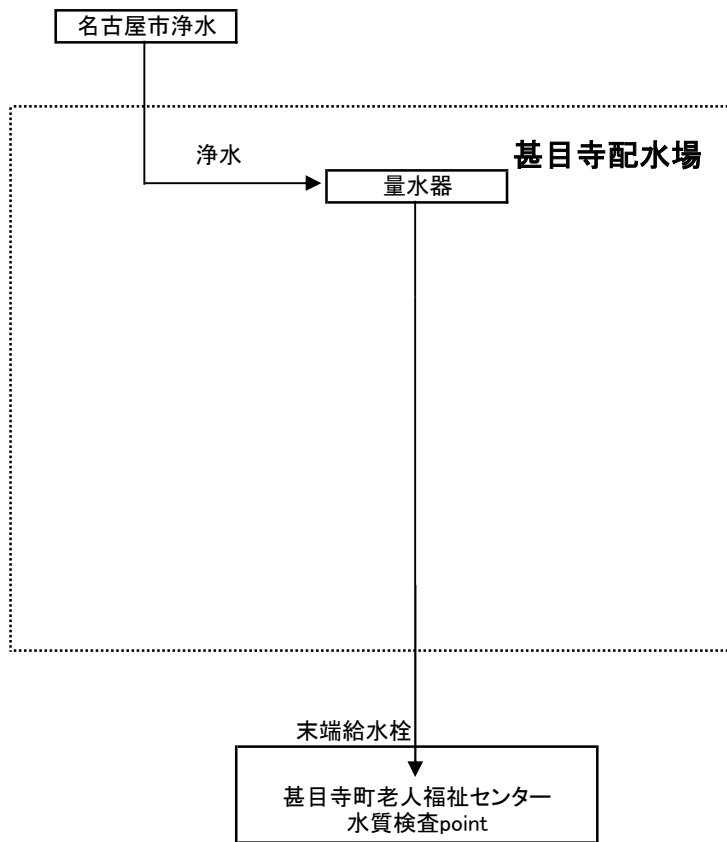




# あま市簡易水道事業 給水系統概要



令和8年度配水場系統毎の水道水質検査計画

配水場系統名	甚目寺配水場
水源種別	名古屋市上水道
浄水処理方法	名古屋市水道事業からの浄水を消毒して給水
給水人口	約 1,100人
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目	頻度	
採水地点	毎日検査	①		色、濁り、消毒の残留効果	毎日	
		②				
		③				
	基準項目検査	①	あま市役所甚目寺老人福祉センター	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	下表のA B C~E	1回/月 4回/年 1回/年
		②				
		③				

検査項目	
A	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
B	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム、ホルムアルデヒド
C	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
D	フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物
E	水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、PFOS及びPFOA、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

〈水質基準に関する省令に定める項目の検査頻度等の設定理由〉

令和8年3月

	項目	検査回数等の設定理由
低検査回数	A 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	・水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けされています。
	B シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド	・水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けされています。なお、項目は消毒により、生成する可能性がある項目です。
	C ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	・全供給水を受水浄水でまかなっており、受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し、原因となる藻類の発生しやすい夏季(6月～8月)に計3回検査する事としました。
	D フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物	・過去3年間の最高値が基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とします。
	E カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、PFOS及びPFOA、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	・PFOS及びPFOAは、令和8年度より基準項目になりましたが、当事業は全量を名古屋市水道事業からの受水により賄っていること、当該供給水の検査でPFOS及びPFOAが検出されていないこと、当事業で令和7年度に実施した検査により給水でPFOS及びPFOAが不検出であったことを踏まえ、検査を省略することとします。ただし、安全性を考慮した年1回の検査では検査を実施し、状況の把握に努めます。 ・過去3年間の結果は基準値の1/10未満であるため、規則では3年間に1回の検査頻度まで低減する事が可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。
その他	・水質管理上留意すべきものとして定められた水質管理目標設定項目については、優先度が高いとされた、ニッケル及びその化合物、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールのほか、従属栄養細菌を北部端末地域で確認します。	